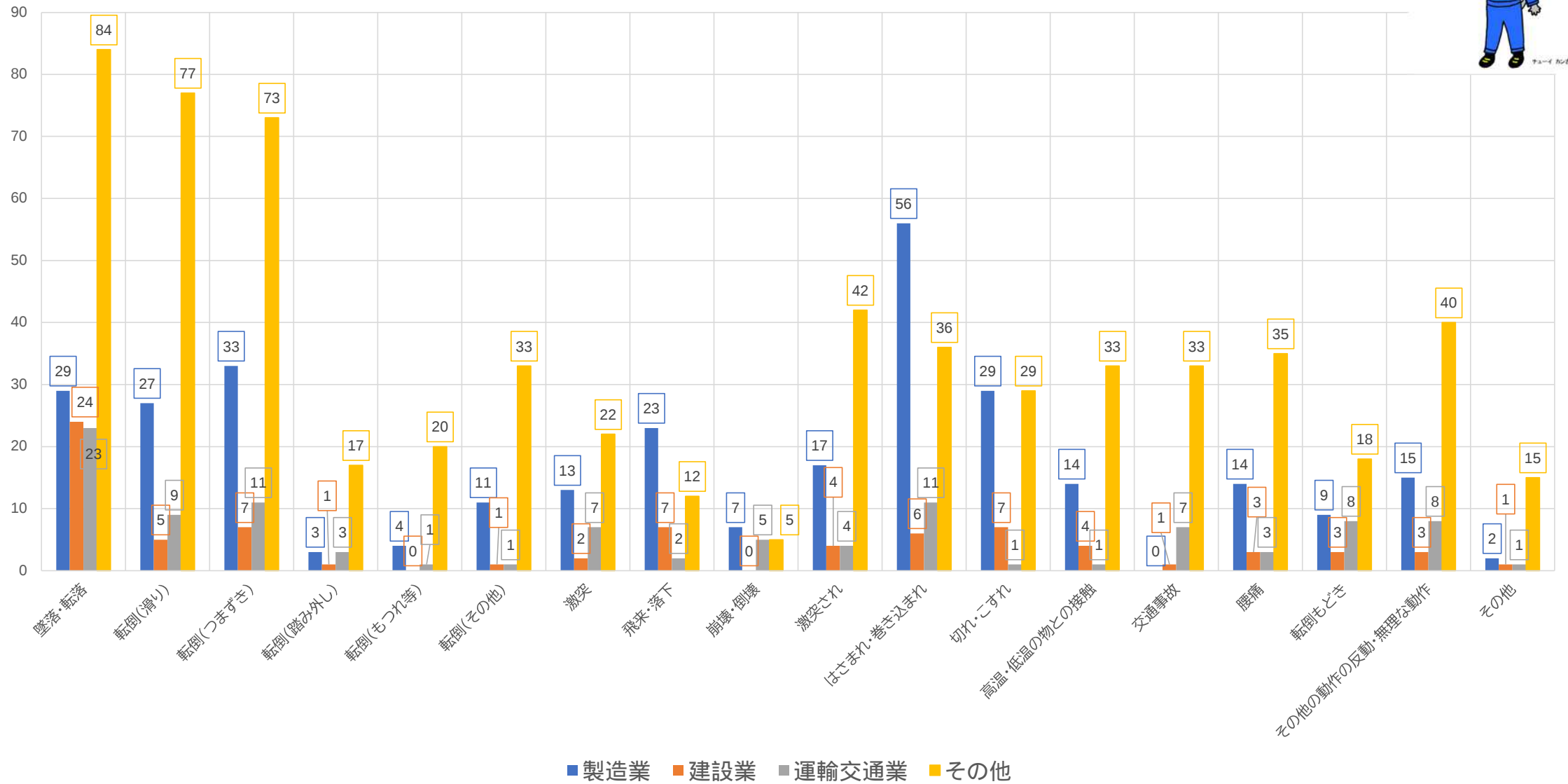


労働災害発生状況、 災害事例、労働災害防止対策

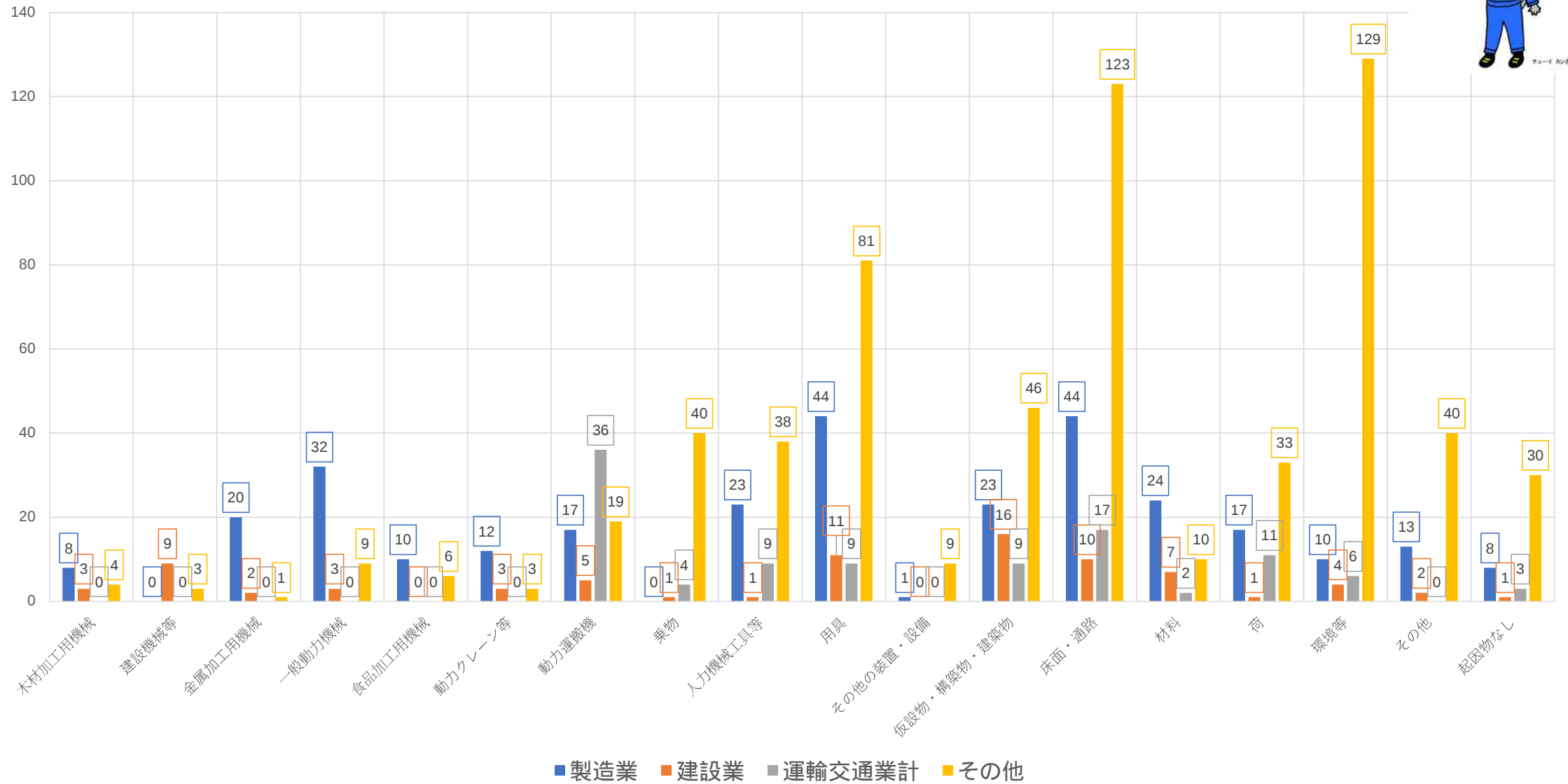
令和7年11月26、28日 化学物質管理、労働管理に関する説明会

東近江労働基準監督署
安全衛生課 浜口幸一

業種別・事故型別 災害発生状況



業種別・起因物別 災害発生状況





業種別 死亡災害発生件数 (滋賀)

業種	令和7年	令和6年 同期	令和6年 計	令和5年 計
全産業	7 (3)	9 (3)	10	10
製造業				4
建設業	1	4	5	3
運輸交通業	2 (2)			1
林業	1			
商業		3 (3)	3	
うち 新聞販売業		3 (3)	3	
その他の事業	3 (1)	2	2	2
うち 警備業	1 (1)			



令和7年 死亡災害概要

業種 規模	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	概要
畜産業 12人	3月 10時頃	激突され	作業者 50代	トレーニングセンター内の馬場において、取扱馬を引いていたところ、当該馬が突然暴れだし、後ろ足で背部を蹴られ負傷したが、入院先の病院で肺塞栓を発症し、令和7年4月に死亡したものの。
建設業 2人	6月 10時頃	墜落・転落	配管工 50代	マンションの新築工事現場において、配管の設置作業を被災者他の作業員4名とともに配管材（約10kg）を各階の設置箇所に運ぶ作業を行っていたところ、1階エレベーター乗り場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を発見したものの。
運送業 46人	7月 5時頃	交通事故 （道路）	運転手 60代	被災者が最大積載量2トンの小型トラック（平ボディー）を運転し、国道1号線を名古屋方面に向け走行していたところ、前方で信号待ちで停車していた最大積載量4トンの中型トラック（平ボディー）に追突したものの。



業種 規模	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	概要
警備業 117人	8月 21時頃	交通事故 (道路)	警備員 50代	湖南省夏まつり2025の雑踏誘導警備業務を県道4号線にて行っていたところ、草津方面から水口方面に向かって走行してきた乗用車に轢かれたもの。
畜産業 4人	8月 14時頃	墜落・転落	作業員 70代	飼料用のトウモロコシの収穫作業に従事していた被災者が、収穫したトウモロコシを保管するサイロにおいて、高さ約2.6メートルに積み上げた飼料にビニールシートを被せるため、飼料の上にあがり、ビニールシートを引っ張り上げていた際、飼料から墜落したもの。
運送業 7人	9月 9時頃	交通事故 (道路)	運転手 70代	工事現場に向かう為、林道を走行していたところ対向するコンクリートミキサー車が来たが、道幅が細く離合出来ないため、被災者は離合できる場所まで後退していたところ、路肩から車両ごと斜面に転落したもの。
その他の 林業 22人	10月 9時頃	その他の転 倒	作業員 70代	伐倒木を持ち上げるため、伐倒木の下に棒を差し入れ、別の伐倒木に足を掛けて力を入れてたところ、左足を載せていた伐倒木が動き、バランスを崩した被災者が転倒し、左足を掛けていた伐倒木に左足と臀部を強打し、骨盤部の骨折により出血性ショックを起こしたもの。

事例その1

- トイレ洗浄作業中、洗剤が少なくなっていた為、同一ラベルが貼付されたものに移し替えた
- 多量の泡と強い異臭が発生したため、内容物を流しに捨て、窓を開けて換気した
- 異臭が治まったため作業を再開したが、胸が苦しくなりうずくまっていたところを同僚が発見し、医療機関を受診した結果、塩素ガス中毒と診断され、2日間入院した





事例その1

原因

- 同一容器・表示であることから、内容が同一であると判断してしまい、洗剤を混合してしまったこと
- 容器内に、表示内容と異なった洗剤を入れていたこと
- 酸性洗剤及び塩素系洗剤に対する危険性の認識が不足していたこと
- 安全衛生管理体制が確立されていなかったこと

対策

- 内容物の表示を徹底すること、及び使用容器には表示内容物の違う洗剤等はいれないこと
- 洗剤は使い切りを原則とし、継足し等の行為を禁止することが望ましいこと
- 洗剤の特性・危険性を関係労働者に教育を図るとともに、周知徹底すること
- 安全衛生管理体制を確立すること

事例その2

- 工場の壁のカビ取り作業後に発生
- 製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを10～12%含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した(通常は500倍希釈)
- 帰宅後、息苦しい等の症状が発生し医療機関を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された





事例その2

原因

- 希釈するようマニュアルで定めていたが、作業手順を守らず、洗剤を現役のまま使用して作業を行ったこと
- 次亜塩素酸ナトリウムの危険有害性に関する知識が不足していたこと

対策

- 次亜塩素酸ナトリウムを使用して行う場清掃の業務においては、マニュアルで定められた作業手順を行わせるよう徹底し、再発防止に努めること

事例その3

- 看板作成のため有機溶剤塗装作業中に発生
- 塗装作業を2名で行っていた
- うち1名が清涼飲料水と有機溶剤をそれぞれ500Mℓペットボトルに入れて作業場に持ち込んでいた
- 清涼飲料水と誤認して有機溶剤を飲んだ
- 現場で直ちに1.5ℓ程度飲ませ、医療機関を受診し、シンナー中毒と診断され入院した





事例その3

原因

- 有機溶剤の小分け容器として飲料ペットボトルを使用し、外観から誤認しやすい状態であったこと
- 有機溶剤作業場所と飲食を行う場所の分離を行っておらず、同一場所に置いていたこと
- 移し替えた容器に内容物の表示を行っていなかったこと

対策

- 小分け容器について、誤認のおそれのない専用容器とすること
- 有機溶剤作業場所と飲食を行う場所を分け、置き場所を別にする
- 小分け容器について、内容物、有害性、取扱上の注意事項等を明確に表示すること



チューイカン吉
労働現場での熱中症予防
など労働災害防止を注意
喚起するキャラクター